入　札　説　明　書

「独立行政法人日本芸術文化振興会移転先事務所無線ＬＡＮシステム一式の賃貸借（令和９年５月から６０か月間）」に係る入札公告に基づく一般競争入札については、政府調達に関する協定を改正する議定書（平成２６年条約第４号）によって改正された政府調達に関する協定（平成７年条約第２３号)、政府調達手続に関する運用指針等について（平成２６年３月３１日関係省庁申合せ）及び入札公告に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

１．公告日　　令和８年１１月２日

２．契約担当役等

（１）契約担当役　独立行政法人日本芸術文化振興会　理事長　長谷川　眞理子

（２）調達機関番号　５７４

（３）所在地番号　１３

３．調達概要

（１）品目分類番号　１５、２８

（２）件　　名　独立行政法人日本芸術文化振興会移転先事務所無線ＬＡＮシステム一式の賃貸借（令和９年５月から６０か月間）

（３）納入場所　東京都千代田区九段南２丁目１番２１号（きんでん九段ビル)

（４）概　　要　別紙仕様書のとおり

（５）期　　間　①導入期間：契約締結日の翌営業日から令和９年４月３０日（金）まで

②賃貸借期間（保守期間）：令和９年５月１日（土）から令和１４年４月３０日（金）まで（６０か月間）

４．競争参加資格

（１）独立行政法人日本芸術文化振興会会計規程第１６条及び第１７条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

（２）独立行政法人日本芸術文化振興会一般競争（指名競争）参加資格において、令和８年度の「役務の提供等」で「Ａ」、「Ｂ」又は「Ｃ」等級の認定を受けている者であること（会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づき更生手続開始の申立てが

なされている者又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後に一般競争参加資格の再認定を受けている者であること。）。なお、全省庁統一資格において当該資格を有する者は、同等級の認定を受けている者とみなす。

（３）会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記（２）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

（４）入札書の受領期限の日から開札の時までの期間に、独立行政法人日本芸術文化振興会（以下「振興会」という。）、文部科学省又は文部科学省関係機関から取引停止又は指名停止の処分を受けていないこと。

（５）入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

①資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合。

（イ）子会社等（会社法（平成１７年法律第８６号）第２条第３号の２に規定する子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（同条第４号の２に規定する親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合

（ロ）親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

②人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、（イ）については、会社等（会社法施行規則（平成１８年法務省令第１２号）第２条第３項第２号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成１１年法律第２２５号）第２条第４号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成１４年法律第１５４号）第２条第７項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

（イ）一方の会社等の役員（会社法施行規則第２条第３項第３号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

１）株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

（ｉ）会社法第２条第１１号の２に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

（ⅱ）会社法第２条第１２号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

（ⅲ）会社法第２条第１５号に規定する社外取締役

（ⅳ）会社法第３４８条第１項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

２）会社法第４０２条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

３）会社法第５７５条第１項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第５９０条第１項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

４）組合の理事

５）その他業務を執行する者であって、１）から４）までに掲げる者に準ずる者

（ロ）一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

（ハ）一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

③その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

（６）ＩＳＯ９００１の認証を取得していること。

（７）本競争に参加を希望する者の本業務を担当する組織・部署において、本業務の実施を適用範囲に含んだ情報セキュリティマネジメントシステム【ＪＩＳ Ｑ ２７００１（ＩＳＯ／ＩＥＣ ２７００１)】認証を取得済であること。

（８）仕様書に定める物品及び業務を提供できる者であること。

（９）入札公告に示した賃貸借物品に係る保守体制が整備されている者であること。

（１０）令和３年１０月以降に、独立行政法人日本芸術文化振興会と同等以上の規模（無線ＬＡＮシステムを利用する業務従事者６００人以上又はクライアントＰＣ台数７００台以上）の日本の公共機関（国、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人及び地方独立行政法人）又は公益法人（学校法人、医療法人、公益財団法人、公益社団法人及び宗教法人）において、無線ＬＡＮシステムの導入及び１２か月以上の運用・保守を行った実績を有すること。

（１１）本業務のうち無線ＬＡＮシステムの納入までに係る業務の作業体制に、上記（１０）に示す業務のうち無線ＬＡＮシステムの導入に係る業務に従事していた者を１名以上配置できること。

（１２）本業務のうち無線ＬＡＮシステムの納入までに係る業務の作業体制に、経済産業省認定情報処理技術者試験「ネットワークスペシャリスト」の合格者を１名以上配置できること。

（１３）入札公告に示した賃貸借物品を、第三者をして貸付又は保守を行わせようとする者にあっては、第三者をして貸付又は保守できる能力を有することを証明した者であること。

（１４）契約担当役が別に指定する反社会的勢力に該当しない旨の誓約書に誓約できる者

であること。

（１５）本業務に係る業務の一部を第三者に再委託しようとする者にあっては、上記（１１）及び（１２）については、自ら又は当該再委託先のいずれかにおいて満たすこと。

５．担当部課及び担当者

〒１０２－８６５６　東京都千代田区隼町４番１号
独立行政法人日本芸術文化振興会　財務部契約課契約係
担当者　栗間・本多
電話　　０５０－１７５４－５９８１（直通）

６．入札書、申請書及び資料の提出場所及び受領期限等

（１）本競争の参加希望者は、封印した入札書に、競争参加資格の確認のための書類及び入札公告に示した役務を履行できることを証明する書類（競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）をいう。）を添付して、入札書の受領期限までに提出しなければならない。入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当役から当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

上記４．（２）の認定を受けていない者も次に掲げるところに従い入札書、申請書及び資料を提出することができる。この場合において、上記４．（１）及び（３）から（１５）までに掲げる事項を満たしているときは、開札時において上記４．（２）に掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。当該確認を受けた者が競争に参加するためには、開札時において上記４．（２）に掲げる事項を満たしていなければならない。

なお、期限までに入札書、申請書及び資料を提出しない者並びに競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

①　入札書、申請書及び資料の受領期間及び期限

令和８年１１月２日（月）から令和８年１２月１４日（月）までの、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前１０時から午後５時まで。

②提出先

上記５．に同じ。

③提出方法

提出先に持参又は郵送（提出期間内必着、書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）すること。

（２）申請書は、別記様式１により作成すること。
（３）資料は、別紙１「提出書類について」に従い作成すること。
（４）競争参加資格の確認は、入札書の受領期限の日をもって行うものとする。
（５）その他
①入札書、申請書及び資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
②契約担当役は、提出された申請書及び資料を、競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。
③提出された入札書、申請書及び資料は、返却しない。
④提出期限以降における入札書、申請書又は資料の差し替え及び再提出は認めない。
⑤申請書及び資料に関する問合せ先
上記５．に同じ。

７．質問について
（１）期　限：令和８年１２月７日（月）午後５時
（２）仕様に関する質問は、財務部契約課契約係にて文書（別記様式７）で受け付ける。電子メール又はＦＡＸにより提出すること。
電子メール　keiyakuka-nt@ntj.jac.go.jp
ＦＡＸ番号　０５０－３３８５－３２３３
なお、提出後５．の担当者に対して電話により到達確認を行うこと。
質問に対する回答は、振興会のホームページ上で公開するので各自確認すること。

８．開札の日時及び場所
（１）日　時：令和９年１月２２日（金）午前１１時
（２）場　所：東京都千代田区隼町４番１号
独立行政法人日本芸術文化振興会　国立劇場本館３階　第５会議室
（３）開札は、競争参加者等を立ち会わせて行う。ただし、競争参加者等が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。
（４）競争参加者等は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。

９．入札方法
（１）入札書は必ず封筒に入れ、その表面に入札件名と競争参加者の氏名（法人の場合は商号又は名称）を記し封印すること。
（２）落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の１００分の１０に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を

切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の１１０分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。

１０．入札保証金及び契約保証金　　免除

１１．入札の無効

（１）入札公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、本入札説明書及び独立行政法人日本芸術文化振興会競争入札参加者注意書において示した条件等入札に関する条件に違反した入札、その他独立行政法人日本芸術文化振興会会計規程実施細則第１６条第１項各号に掲げる入札並びに電子メールによる入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

（２）上記４．（１４）の誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約に反することとなったときは、当該者の入札を無効とし、落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

（３）契約担当役により競争参加資格のある旨確認された者であっても、開札の時において上記４．に掲げる資格のない者は競争参加資格のない者に該当する。

１２．落札者の決定方法

（１）本件の役務を提供できると契約担当役が判断した入札者のうち、独立行政法人日本芸術文化振興会会計規程実施細則第６条に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格が、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

（２）落札となるべき同価格の入札をした者が２人以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札をした者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、入札執行事務に関係のない職員にこれに代わってくじを引かせ、落札者を決定する。

１３．低入札価格調査

（１）落札者となるべき者の入札価格が低入札価格調査基準価格を下回った場合、入札を「保留」とし、契約の内容が履行されない恐れがあると認めるか否かについて、入札者から事情聴取、関係機関への意見照会等の調査を行い、落札者を決定する。

（２）調査を実施した場合は、履行可能性等を明らかにした資料等の提出について、速やかに対応すること。

（３）調査中に履行不可能の申し出があった場合、取引停止措置（原則２ヶ月）が講じられることになるので、注意すること。なお、調査への非協力的な対応が確認された場合は、取引停止期間が延伸されることがあるので注意すること。

（４）低入札価格調査を実施した場合

①低入札価格調査基準価格未満の入札を行った者は、振興会の調査の結果によっては、最も有利な申込みをした者であっても必ずしも落札者とならない場合がある。

②振興会は、調査の結果、最も有利な申込みをした者の入札価格により契約の内容に適合した履行がされると認めたときは、直ちに最も有利な申込みをした者に落札した旨を通知するとともに、他の入札者全員に対してその旨を通知する。

③次順位者を落札者と決定したときは、最も有利な申込みをした者に対しては落札者としない旨を、次順位者に対しては落札者となった旨を通知するとともに、その他の入札者に対しては次順位者が落札者となった旨を通知する。

１４．競争入札の延期又は廃止

（１）競争参加者が相連合し又は不穏の挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行できない状況にあると認めたときは、直ちに公正入札調査委員会を開催し、入札を延期し、又はこれを廃止する。

（２）談合情報があった場合、振興会は直ちに公正取引委員会へ通報するものとする。

（３）本件に関し振興会が入札に参加しようとする者全員に事情聴取を行う場合は、協力すること。

１５．契約書作成の要否

別紙契約書（案）により、契約書を作成するものとする。

なお、落札者の履行体制により、契約書の様式は以下の①又は②となる。

①本競争の参加希望者が、本公告に示した賃貸借物品を自ら貸付かつ保守を行う場合

（二者間による契約）

②本競争の参加希望者が、本公告に示した賃貸借物品を第三者をして貸付又は保守を行う場合

（三者間による契約）

１６．関連情報を入手するための照会窓口

上記５．に同じ。

１７．その他

（１）落札者は、落札決定後速やかに入札金額に対応した内訳書（任意様式）を提出すること。

（２）契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

（３）入札参加者は、別紙独立行政法人日本芸術文化振興会競争入札参加者注意書及び別紙契約書（案）を熟読し、競争入札参加者注意書を遵守すること。

（４）申請書及び資料に虚偽の記載をした場合においては、申請書を無効とするとともに独立行政法人日本芸術文化振興会における契約に係る取引停止等の取扱基準（以下「取引停止基準」という。）に基づく取引停止を行うことがある。

（５）提出した入札書の引換え、変更、取消しをすることはできないので、十分に確認して入札すること。また、落札決定後、落札者が契約を結ばないときは、原則、取引停止基準に基づく取引停止を行うものとする。

（６）会社の登記上の所在地と、入札書及び委任状等に記す現行の所在地が異なる場合、登記上の所在地と現行の所在地が併記されている等、登記上の法人が入札書及び委任状等を提出する法人と同一であることを証明することができる書類の写しを併せて提出すること。

（７）入札説明書等を入手した者は、これを本入札手続以外の目的で使用してはならない。

（８）「独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について」（独立行政法人日本芸術文化振興会ＨＰトップページ＞調達情報）を参照の上、その内容について同意了承すること。（ 参照：https://www.ntj.jac.go.jp/about/procurement/info.html ）

（９）本入札説明書の別記様式１、別記様式５～６、入札書及び委任状の押印は省略することができる。ただし、その場合、書類上の「本件責任者及び担当者」に氏名及び連絡先を記載すること。

（１０）その他、入札、契約に関する詳細は、「独立行政法人日本芸術文化振興会競争入札参加者注意書」による。

提出書類について

記

１．競争参加資格の確認のための書類

（１）競争参加資格確認申請書（別記様式１）

（２）一般競争（指名競争）参加資格認定通知書の写し

（３）ＩＳＯ９００１の認証登録証の写し

※有効期間内のものに限る。

（４）ＪＩＳ Ｑ ２７００１又はＩＳＯ／ＩＥＣ２７００１の認証登録証の写し

※有効期間内のものに限る。

（５）構成品一覧表（任意様式）

・仕様書に示す物品全てについて、記載すること。

・納入する物品のメーカー名、製品名、型番、数量等を記入し、その物品のカタログ（カラーコピー可）を添付のこと。（カタログ冊子を提出する場合には、該当ページにインデックスを貼り、該当箇所にラインマーカーを引くこと。）

（６）技術提案書（別記様式２）

・仕様書に示す条件等の項目に応じて具体的な方策を記載すること。

・要求要件に個別の指示がある場合は、その指示に従うこと。

・必要に応じ、補足資料を添付すること。

・証明書、資料等を添付する場合には、「関連資料（該当箇所)」欄に資料名を記載すること。なお、様式中に示す「3.2.機能要件」においては、「関連資料（該当箇所)」欄には、上記（５）のカタログの該当箇所を記載するものとする。

（７）保守体制図（任意様式）

以下及び仕様書６．を満たすことが分かるように記載すること。

ａ．保守業務発生時に迅速な対応を可能とするため、一元的に受付を行う保守対応窓口を設置すること。

ｂ．担当部署名、営業曜日・時間等を記載すること。

ｃ．メール又はセキュリティ対策の施されたＷＥＢフォーム、及び緊急時等においては電話での受付が可能なこと。

ｄ．日本語でのスムーズな対応が可能な保守員による保守体制をとること。

ｅ．仕様書に示す拠点に対し、保守対応が可能なこと。

（８）履行実績（別記様式３）

・入札説明書４．（１０）に掲げる資格があることを判断できる履行実績を別記様

式３に記載すること。

・本競争の参加希望者が受注した実績を記載すること。

・記載する実績の件数は１件でよい。

（９）契約書等の写し

・上記（８）（別記様式３）の履行実績として記載した案件に係る契約書の写しと、仕様書等、契約内容を確認できる資料を添付すること。

・機密保持上、契約書の写しが提出できない場合には、以下の①及び②に掲げる、発注が確認できる書類と業務完了が確認できる書類それぞれ１部の提出をもって契約書の写しに代えるものとする。（ただし、別記様式２に記載した発注者が発行又は承認していることが明示されているものに限る。）

① 発注書、請書、業務概要書、業務計画書等

② 業務完了報告書、履行証明書、検収書、納品書等

※機密保持上、契約書の写し又はそれに代わる書類の写しにおいて、公開できない部分はマスキングした上での提出を可能とする。ただし、入札説明書４．（１０）に定める要件を満たすことが確認できる箇所（業務名称、発注者名、履行期間、数量、業務内容）は公開すること。

（１０）配置予定の作業者の業務経験（別記様式４）

・配置予定の作業者について入札説明書４．（１１）に示す業務における役割・業務内容を別記様式４に記載すること。

・記載する業務実績は上記（９）（別記様式３）に記載した履行実績と同一のものに限る。

・当該作業者が再委託先に含まれる場合は、その旨を記載すること。

・記載する作業者数は１名でよい。

（１１）作業体制図等の写し

・上記（１０）（別記様式４）に記載した作業者が当該業務に従事していたことが確認できる資料を提出すること。

・当該作業者が再委託先に含まれる場合は、元請（本競争の参加希望者）との業務関係が確認できる資料も提出すること。

（例：作業体制図、作業名簿、本競争の参加希望者による従事状況証明書（任意様式）等）

（１２）本システムの納入までに係る業務の作業体制図（任意様式）

・仕様書５．に示す業務に係る作業体制について、作業責任者、作業担当者、役割等の社内の体制に加え、振興会との連絡体系及び対応時間・曜日も明記すること。

・上記（１０）（別記様式４）に記載した作業者及び入札説明書４．（１２）を満たす者を１名以上配置していることが確認できること。なお、同一の人物でも構わない。

・上記（１０）（別記様式４）に記載した作業者及び入札説明書４．（１２）を満たす者については所属先（本競争の参加希望者・再委託）も記載すること。

（１３）経済産業省認定情報処理技術者試験「ネットワークスペシャリスト」の合格証書の写し

上記（１２）（作業体制図）に記載した作業担当者のうち、入札説明書４．（１２）に定める資格を有する者について、当該試験の合格証書の写しを提出すること。

（１４）第三者をして貸付又は保守できる能力を有することを証明する書類（任意様式）

納入物品について第三者をして貸付又は保守を行わせようとする者に該当する場合のみ提出すること。

（１５）本競争の参加希望者の誓約書（別記様式５）

（１６）第三者の誓約書（別記様式５）

納入物品について第三者をして貸付又は保守を行わせようとする者に該当する場合のみ提出すること。

（１７）再委託承認申請書（別記様式６）

・業務の一部を再委託する場合のみ提出すること。

・本業務の全てを再委託することは禁止する。

２．上記１.の確認書類のほか、次の書類を提出すること。

（１）封印した入札書

封筒の表面に当該入札件名と競争参加者の氏名（法人の場合は商号又は名称）を記すこと。

（２）委任状（委任する場合のみ）

封印せずに提出すること。

３．注意事項

（１）上記の各提出書類の他、補足資料の提出を求める場合がある。

（２）提出書類の取扱い等

①提出書類は、正本１部と副本６部を作成すること（入札説明書１７．（９）により押印省略可）。散逸等の防止のため、Ａ４判にまとめ、紙ファイル等を利用し１部ずつ綴じること。

②資料等の作成に要する費用は、競争参加者等の負担とする。

③提出された書類については、競争参加資格の確認及び技術審査以外に無断で使用することはない。

④一旦受領した書類は返却しない。また、差し替え及び再提出は認めない。

以上

別記様式１

競争参加資格確認申請書

令和　　年　　月　　日

独立行政法人日本芸術文化振興会
理事長　　長谷川　眞理子　　殿

住　　所
商号又は名称
代表者役職及び氏名

令和８年１１月２日付で公告のありました「独立行政法人日本芸術文化振興会移転先事務所無線ＬＡＮシステム一式の賃貸借（令和９年５月から６０か月間）」に係る競争参加資格について確認されたく、下記の書類を添えて申請します。

なお、独立行政法人日本芸術文化振興会会計規程第１６条及び第１７条の規定に該当する者でないこと、更生手続又は再生手続開始の申立てがなされている者ではないこと、取引停止又は指名停止を受けていないこと、入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと及び添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

記

１．入札説明書別紙１．（２）に定める一般競争（指名競争）参加資格認定通知書の写し
２．入札説明書別紙１．（３）に定める認証登録証の写し
３．入札説明書別紙１．（４）に定める認証登録証の写し
４．入札説明書別紙１．（５）に定める構成品一覧表（任意様式）
５．入試説明書別紙１．（６）に定める技術提案書（別記様式２）
６．入札説明書別紙１．（７）に定める保守体制図（任意様式）
７．入札説明書別紙１．（８）に定める履行実績（別記様式３）
８．入札説明書別紙１．（９）に定める契約書等の写し
９．入札説明書別紙１．（１０）に定める作業者の業務経験（別記様式４）
１０．入札説明書別紙１．（１１）に定める作業体制図等の写し
１１．入札説明書別紙１．（１２）に定める作業体制図（任意様式）
１２．入札説明書別紙１．（１３）に定める合格証書の写し
１３．入札説明書別紙１．（１４）に定める第三者の貸付又は保守の証明書（任意様式）（※該当する者のみ）
１４．入札説明書別紙１．（１５）に定める本競争の参加希望者の誓約書（別記様式５）
１５．入札説明書別紙１．（１６）に定める第三者の誓約書（別記様式５）（※該当する者のみ）
１６．入札説明書別紙１．（１７）に定める再委託承認申請書（別記様式６）（※該当する者のみ）

以上

（押印を省略するときは下記に記載すること）

本件責任者（氏　　名）：
担　当　者（氏　　名）：
責任者連絡先（電話番号）：
担当者連絡先（電話番号）：

別記様式２

独立行政法人日本芸術文化振興会移転先事務所無線LANシステム一式の賃貸借（令和９年５月から６０か月間）　技術提案書

商号又は名称

仕様書の項目	仕様書の項目に対する技術提案 ※具体的な方策を記載すること	関連資料 （該当箇所）	審査欄 （振興会使用欄）
3.システム要件			
3.1.包括的要件			
(1) 提案（本調達の受注者選定手続き過程において、納入予定物品の構成品一覧表等の資料を提示することをいう。以下同じ。）する機器は、原則として提案時点で製品化されており、かつ製造・販売が継続中であること。			
(2) 提案時点で製品化されていない機器によって応札する場合には、本仕様書の要件を満たすこと及び納入日までに製品化されて納入完了できることを書面により証明すること。			
(4) 納入する機器は、市場に流通しているメーカーの純正品又は推奨品であること。製品を改造（加工を施し搭載する等）したもの、ショップオリジナル製品、中古品、事故品、展示品、新古品等については、これを認めない。			
(5) 提案する機器について、構成品一覧（メーカー型番が分かる品目表）を提示すること。	※入札説明書別紙１「１.（５）構成品一覧表」として提出すること。		
(6) 納入する機器及びその構成品、並びにケーブル等は、特別の理由がない限り種類ごとにメーカー、型番、スペックを同一とすること。			
(9) 「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」に基づく基本方針に適合した製品（「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」において該当の特定調達品目に対して規定されている基本方針に適合した製品）や、EU RoHS指令に対応した製品など、環境基準に対応した製品を選択すること。 ※対応する環境基準を示すこと。			
3.2.機能要件			
必要な機能を有した状態で納入することとし、機能の利用に際して部品やライセンス等の追加が発生しないこと。			
3.2.1.無線LAN管理システム			
(1) IEEE802.1xに基づく認証機能を有すること。			
(2) (1)に対応したRadius認証機能を有すること。			
(3) 認証方式として、EAP（PEAP/TLS /TTLS）が利用できること。			
(4) 既存のActive Directoryと連携し、Active Directoryのアカウントやデバイス情報を用いて認証ができること。			
(5) MACアドレスフィルタリング機能を有すること。			
(6) 既存のDHCPサーバーと連携し、無線LANに接続したDHCP設定のクライアント機器にIPアドレスを割り当てができること。			
(7) 管理外の無線LANアクセスポイントの検出ができること。			

別記様式2

独立行政法人日本芸術文化振興会移転先事務所無線LANシステム一式の賃貸借（令和９年５月から６０か月間）　技術提案書

商号又は名称

仕様書の項目	仕様書の項目に対する技術提案 ※具体的な方策を記載すること	関連資料 （該当箇所）	審査欄 （振興会使用欄）
(8) 無線LANアクセスポイントを一元的に管理及び監視する、コントローラー機能を有すること。以下の機能を有すること。			
・電波干渉、混雑、接続距離等を常時監視し、クライアント機器を最適なアクセスポイント、周波数帯及びチャネルに自動で接続させ、クライアント機器側の自動最適化及び無線LANアクセスポイント側の負荷分散を図る機能。			
・無線LANアクセスポイント間のローミング設定。			
・無線LANアクセスポイント間の出力電波自動調整設定。			
・無線LANアクセスポイントへの個別及び一括での設定変更機能。			
・無線LANアクセスポイントへのファームウェアー括配布機能。			
・電波状況や使用状況の可視化表示。（状態表示、クライアント機器接続状況、通信速度状況、周波数帯やチャネル別使用状況等を想定。）			
・無線LANアクセスポイントの再起動指示。			
・障害（通信不良やCPU閾値超過等）検知機能。			
(9) 管理システムはWEB UIで提供され、ブラウザ（Microsoft Edge又はMozilla Firefox）を用いて振興会ネットワーク内からアクセスできること。			
(10) 管理システムは、原則として日本語で提供されること。日本語に対応していない場合は、操作手順を日本語で示したマニュアルを提供すること。			
(11) 管理システムへのアクセスログ及び操作ログが閲覧できること。			
(12) 各機能は、機能ごとに物理アプライアンス、無線LANアクセスポイントいずれで提供してもよい。ただし、以下の要件を満たすこと。 なお、クラウドサービスによる提供は不可とする。 ※提案する構成を示すこと。			
(a)物理アプライアンス			
機器を2式以上用意すること。アクティブ/アクティブ又はアクティブ/スタンバイの方式で、一方の機器が停止した際に自動的にもう一方の機器で継続して機能が提供される冗長構成に対応できること。 機器は1種類のみとすること。			
(b)無線LANアクセスポイント			
管理機能を担う無線LANアクセスポイントに不具合が生じても、他の無線LANアクセスポイントにて継続して機能が提供されること。			
(13) 物理アプライアンスにて提案する場合は、以下の機器要件を満たすこと。（1台当たりの要件）			
①19インチラックへの固定設置が可能であること。			
②高さが1U（44.45mm）以内、奥行が550mm以内であること。			
③「100BASE-TX/1000BASE-T（自動認識）（RJ-45）」のポート（準拠規格：IEEE 802.3ab）を2つ以上、内蔵又はモジュール装着により有すること。			

別記様式２

独立行政法人日本芸術文化振興会移転先事務所無線LANシステム一式の賃貸借（令和９年５月から６０か月間）　技術提案書

商号又は名称

仕様書の項目	仕様書の項目に対する技術提案 ※具体的な方策を記載すること	関連資料 （該当箇所）	審査欄 （振興会使用欄）
④動作環境条件として、動作可能温度が0℃（以下可）～40℃（以上可）の範囲、動作可能湿度が90%（以上可）であること。			
⑤電源はAC100V（50Hz/60Hz）対応であり、プラグ形状はNEMA 5-15P（15-125V 平刃形）であること。			
3.2.2.無線LANアクセスポイント（1台当たりの要件）			
(1) 通信規格はWi-Fi6Eに対応していること。			
(2) 2.4GHz帯、5GHz帯、6GHz帯のうち、2つ以上の周波数帯が同時に利用可能（トライバンド・デュアルラジオ対応）であること。			
(3) 全ての周波数帯（2.4GHz/5GHz/6GHz）において、２×２以上のMIMO（Multi-Input Multi-Output）構成を有し、空間ストリーム数が2以上であること。			
(4) RFI（Radio Frequency Interference：無線周波数干渉）の検出と自動最適化の機能を有すること。			
(5) DFS（Dynamic Frequency Selection：動的周波数選択）による障害（通信の一時的な中断）に対し、以下のいずれかにて対応可能であること。 ・DFS障害を回避する機能を有する。 ・DFS障害を回避するための設計が可能。ただし、通信速度や接続の安定性に考慮した設計であること。			
(6) セキュリティ規格（認証・暗号化）はWPA2-Enterprise及びWPA3-Enterpriseに対応していること。			
(7) 「100BASE-TX/1000BASE-T（自動認識）（RJ-45）」のポート（準拠規格：IEEE 802.3ab）を1つ以上有すること。			
(8) IEEE802.3at（PoE+）に基づくPoE給電により製品仕様上の最大性能で動作すること。			
(9) 動作可能温度が0℃（以下可）～40℃（以上可）の範囲、動作可能湿度が90%（以上可）であること。			
(10) 壁面又は天井への固定設置が可能であること。うち5台は卓上での設置も選択できること。卓上での設置は、スタンド等による安定した設置方法とし、固定は不要とする。			
(11) アンテナ内蔵タイプであること。			
(12) 本体寸法が250mm（幅）×250mm（奥行）×55mm（高さ）以内（突起部は含まない。）であること。			
(13) 本体重量が1,600g以下であること。			
(14) 技適マークを取得していること。			

別記様式2

独立行政法人日本芸術文化振興会移転先事務所無線LANシステム一式の賃貸借（令和９年５月から６０か月間）　技術提案書

商号又は名称

仕様書の項目	仕様書の項目に対する技術提案 ※具体的な方策を記載すること	関連資料 （該当箇所）	審査欄 （振興会使用欄）
3.3.非機能要件			
3.3.2.信頼性要件			
(1) 終日電源が投入された状態で賃貸借期間内の使用に耐え得るに十分な信頼性を確保していること。			
(2) 全社的に製品の信頼性を確保するための品質管理体制を有していること。この体制には、万一機器に欠陥が発見された場合に、直ちに対応策がとれることを含む。			
(3) 提案する機器は、「3.システム要件」と同等の機能を有する機種において、過去に出荷・稼働実績及び十分に高い信頼性を有する標準的な既製品又はその後継製品であること。			
(4) 機器は、設置から賃貸借期間満了まで、当該機器及びそれを構成する部品（消耗品を含む。）の調達が保証されること。			
3.3.3.拡張性要件			
物理アプライアンス及びライセンスの追加をせずに、以下の拡張性を有すること。拡張のための追加費用（無線LANアクセスポイント機器費、導入作業費、保守費、撤去・データ消去費等）及び契約手続きについては、振興会と協議の上、決定するものとする。			
(1) 移転先事務所の無線LANアクセスポイントが60台まで増加しても一元管理が可能であること。移転先事務所のセグメントが1つであることを前提とする。			
(2) 振興会の他拠点（以下）に対しても、無線LANアクセスポイントを追加（設置・設定）するだけで利用開始できること。 （後略）			
(3) 各拠点の無線LANアクセスポイントを一元管理できること。管理する単位は以下のいずれかとする。 ①振興会全体：合計120台程度 ②セグメントごと：1セグメント当たり5台～60台程度			
(4) クライアントパソコン以外の無線LAN対応クライアント機器（複合機、プリンター、タブレット端末、勤怠管理システム用カードリーダー等）が無線LANシステムを利用する場合に対応できること。			
(5) 振興会全拠点での利用人数が1000人、クライアント機器数が1000台まで増加した場合に対応できること。			
3.4.システム中立性要件			
(1) 本システムについては、運用管理支援業者が障害発生時の一次対応や日々の稼働状況確認を行う。本調達で納入する各種ドキュメントは他業者が保守管理を行うことに配慮した記述とすること。			
(2) 賃貸借期間終了後に機器の更改を行うことを想定し、納入する各種ドキュメントには、詳細な設定情報を記載すること。			
(3) 機器が更改される際、特定の機器、技術及びソフトウェアによる更新が事業継続の必須条件とならないようにすること。			
(4) 別に移転先事務所に設置する他のネットワーク機器（L2スイッチ等）と依存関係にないこと。			
4.セキュリティ要件			
4.1.基本要件			

別記様式2

独立行政法人日本芸術文化振興会移転先事務所無線LANシステム一式の賃貸借（令和９年５月から６０か月間）　技術提案書

商号又は名称

仕様書の項目	仕様書の項目に対する技術提案 ※具体的な方策を記載すること	関連資料 （該当箇所）	審査欄 （振興会使用欄）
セキュリティ対策は、「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準（令和7年度版）」に示されるセキュリティ対策事項を実現する上で必要となる対策が実施できるよう、対応可能機器を導入すること。実施するセキュリティ対策については振興会と協議の上、決定すること。			
4.2.アクセス制御			
(1) 本システムの利用において、認証機能やフィルタリング機能を用いて、許可された利用者及び利用端末のみが利用できるようにすること。			
(2) 本システムの管理機能へのアクセスにおいて、業務上必要な者に限るため、振興会と協議の上、適切な権限設定をすること。			
(3) 無線LANへの接続及び管理機能へのアクセスにおいて、それぞれ初期パスワードを無効化し、英大文字・英小文字・数字・記号を組み合わせた12桁以上のパスワードを新たに設定できること。			
4.3.脆弱性対策			
以下の脆弱性対策を確実に実施すること。			
(1) 本調達機器（ソフトウェアを含む。）の中で、脆弱性対策を実施するものを適切に選定し、振興会と協議の上、決定すること。			
(2) (1)において脆弱性対策を行う対象と決定した機器等に関し、脆弱性情報、修正パッチ、アップデート情報等が公表された場合に、振興会が早期に情報取得できるような方法を提示すること。			
(3) 振興会が情報取得した脆弱性情報について、振興会からの連絡に基づいて対処の要否、可否を判断すること。対処したものに関して対処方法、対処しなかったものに関してその理由、代替措置及び影響を振興会に報告すること。			
(4) 納品日までに、導入する機器等にセキュリティに関する問題が確認された場合には、速やかに振興会に報告及び対策案を提示し、振興会の了承を受けた上で実施すること。			
5.作業要件			
5.1.作業体制、スケジュール			
(2) 作業体制表の作成に当たっては、作業責任者、役割、連絡先を明確にすること。 ※提案時点での作業体制図を示すこと。			
(3) 日本語でのスムーズなコミュニケーションが可能な作業員による作業体制とすること。			
(4) 現地調査、設計、設定、搬入、設置、動作確認等の導入スケジュール（振興会が行う検収期間を含む。）を作成し、振興会の承認を得ること。 ※提案時点での概算スケジュールを示すこと。			

別記様式2

独立行政法人日本芸術文化振興会移転先事務所無線LANシステム一式の賃貸借（令和９年５月から６０か月間）　技術提案書

商号又は名称

仕様書の項目	仕様書の項目に対する技術提案 ※具体的な方策を記載すること	関連資料 （該当箇所）	審査欄 （振興会使用欄）
5.3.作業基本要件			
(3) 作業の実施に当たって、振興会ネットワーク、移転先事務所で他に稼働している機器やシステム（ビル固有の設備を含む。）（以下、「振興会ネットワーク等」という。）、振興会職員の業務に影響を与えないこと。また、振興会職員に作業を負担させることがないこと。			
(5) 振興会の了承した日時を除き、振興会ネットワーク等の全てのサービス及び振興会職員の業務を一切停止することなく、本作業を行うこと。振興会ネットワーク等及び振興会職員の業務に影響を及ぼす可能性がある作業を実施する場合には、事前に振興会と協議し、了承を得た上で実施するものとする。その場合の作業時間は、原則として夜間時間帯（22時00分～6時00分内で振興会と調整）とする。			
(7) 作業の実施に当たって、運用管理支援業者及び他の機器・システムの保守業者等に対し作業依頼や協力を得る場合は、振興会に事前に十分に説明を行い、了承を得た上で各業者と調整すること。他業者の作業に係る費用負担については振興会と協議の上、決定するものとする。			
5.5.要件定義・設計			
(4) 既存のActive Directoryと連携し、原則としてユーザー認証により接続できるようにすること。デバイス認証による接続については、利用者の利便性、安全性、情報リテラシーレベルに考慮した上で設計内容及び実際の運用について説明し、振興会の承認を得た場合に限り認める。 ※想定する認証方法について記載すること。			
(5) 管理機能は冗長構成で設計すること。稼働系の機器が停止した際、手動によるオペレーションを行うことなく、自動的に他の機器にて継続して機能が提供されるよう設計すること。また、停止した機器が復旧した際は自動で平常時の状態に戻ること。 ※想定する冗長化方式について記載すること。			
5.14.データ消去			
(2) データ消去作業に必要なツールや機材等は、振興会から承認を得た上で、受注者の責任及び負担において用意すること。作業場所は振興会と協議の上で決定する。振興会外で実施する場合は、運搬時を含め、機器の中に含まれるデータが漏えいすることがないよう対策を行うこと。 ※作業予定場所を示すこと。振興会外を予定する場合はデータ漏えい対策を示すこと。			

別記様式２

独立行政法人日本芸術文化振興会移転先事務所無線LANシステム一式の賃貸借（令和９年５月から６０か月間）　技術提案書

商号又は名称

仕様書の項目	仕様書の項目に対する技術提案 ※具体的な方策を記載すること	関連資料 （該当箇所）	審査欄 （振興会使用欄）
6.保守要件			
6.2.保守体制			
受注者は、以下の保守体制を構築し、保守を行うこと。	※入札説明書別紙１「１.（７）保守体制図」内に示すこと。		
(1) 連絡体制を明確化し、振興会担当職員等の関係者への連絡を、円滑かつ迅速に行える仕組みとすること。			
(2) 本調達に係る保守業務の統括者を配置し、全体の管理を行うこと。			
(5) 日本語でのスムーズな対応が可能な保守員による保守体制をとること。また、責任を明確にし、体制図を示すこと。			
6.4.保守受付時間			
保守の受付時間は、土曜日・日曜日・祝日及び年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）を除く、平日9時30分から18時15分までとする。ただし、振興会業務に直接影響を及ぼすような障害発生時等、振興会が緊急と判断した場合の連絡については24時間365日体制で受付可能であること。 「受付」は、振興会からの連絡後、受領した旨を回答するまでを指す。			
6.5.保守窓口の設置			
(1) 保守業務発生時に迅速な対応を可能とするため、一元的に受付を行う保守対応窓口を設置すること。時間帯の別による窓口の変更については許容する。	※入札説明書別紙１「１.（７）保守体制図」内に示すこと。		
(2) メール又はセキュリティ対策の施されたWEBフォーム、及び緊急時等においては電話での受付が可能なこと。			
6.6.保守業務内容			
6.6.3.障害対応			
(2) 即時に業務には影響しない障害（物理アプライアンスの片系障害等）の場合は、翌営業日までの対応完了を目標として対応すること。			
(3) 業務への影響があるような重大な障害発生時には、振興会からの通報後、早期（ベストエフォート対応）に復旧措置を講じること。復旧後は、速やかに対応記録を提出し、また再発防止策を提示すること。			
(4) 障害発生時の早期復旧を目的として、修理や交換等の完了後、障害前の機器の設定情報を容易に引き継いで正常稼働させることができるよう、平常時において対応策を講じておくこと。運用時において設定変更があった際には、その変更内容も反映されること。			
7.SLA			
7.4.SLA項目			
SLAは、以下の要件を満たすことを条件とする。以下のサービスレベルを前提とした提案・設計・構築を実施すること。			
(2) 稼働率は99.86％以上とする。稼働率の取扱いについては以下のとおり定義する。 （後略） ※達成のために実施する内容を記載すること。			

別記様式２

独立行政法人日本芸術文化振興会移転先事務所無線LANシステム一式の賃貸借（令和９年５月から６０か月間）　技術提案書

商号又は名称

仕様書の項目	仕様書の項目に対する技術提案 ※具体的な方策を記載すること	関連資料 （該当箇所）	審査欄 （振興会使用欄）
7.7.SLA実施報告			
受注者は、サービスレベル目標値を設定した項目に対する実績を「SLA達成状況報告書」に取りまとめ、月次で報告すること。サービスレベル目標値が達成できていないサービスに対しては、速やかに改善策及びその改善実行計画を検討し、振興会と協議の上、改善を実施すること。 なお、改善に必要な人的リソースの追加、体制の変更、改善のために必要なシステム・仕組みの導入等に費用がかかる場合は、受注者の費用負担により実施すること。			
8.受注者に求める事項			
8.1.受注実績			
令和3（2021）年10月以降に、独立行政法人日本芸術文化振興会と同等以上の規模（無線LANシステムを利用する業務従事者600人以上又はクライアントPC台数700台以上）の日本の公共機関（国、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人及び地方独立行政法人）又は公益法人（学校法人、医療法人、公益財団法人、公益社団法人及び宗教法人）において、無線LANシステムの導入及び12か月以上の運用・保守を行った実績を有すること。	※入札説明書別紙１「１.（８）履行実績（別記様式３）」として提出すること。		
8.2.作業者要件			
作業体制に、以下に当てはまる作業者をそれぞれ1名以上配置すること。同一の人物でも構わない。			
(1)「8.1.受注実績」において提出する業務と同一の業務に従事していた者。	※作業者の業務実績は入札説明書別紙１「１.（１０）作業者の業務経験（別記様式４）」として提出し、作業者の配置は入札説明書別紙１「１.（１２）作業体制図」内に示すこと。		
(2) 経済産業省認定情報処理技術者試験「ネットワークスペシャリスト」の合格者。	※入札説明書別紙１「１.（１３）合格証書の写し」として提出すること。		
9.契約条件等			
9.2.再委託			
(1) 受注者が、本調達の全部又は一部を第三者に委任し、又は請け負わせること（以下「再委託」という。）を、原則として禁止するものとする。ただし、受注者が本調達の一部について、再委託の相手方の商号又は名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、再委託の相手方に係る業務の履行能力等について提案時に記載し、振興会が了承した場合は、この限りでない。	※希望する者は入札説明書別紙１「１.（１７）再委託承認申請書」（別記様式６）を提出すること。		

別記様式３

履行実績

件名：独立行政法人日本芸術文化振興会移転先事務所無線ＬＡＮシステム一式の賃貸借

（令和９年５月から６０か月間）

商号又は名称：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

競争参加資格 （１０）	令和３年１０月以降に、独立行政法人日本芸術文化振興会と同等以上の規模（無線ＬＡＮシステムを利用する業務従事者６００人以上又はクライアントＰＣ台数７００台以上）の日本の公共機関（国、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人及び地方独立行政法人）又は公益法人（学校法人、医療法人、公益財団法人、公益社団法人及び宗教法人）において、無線ＬＡＮシステムの導入及び１２か月以上の運用・保守を行った実績を有すること。
業務名称	
発注者名	該当するいずれかの法人区分に丸を付けること。 国、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人、地方独立行政法人 学校法人、医療法人、公益財団法人、公益社団法人、宗教法人
	具体的な名称を記載すること。 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
履行期間	令和　　年　　月　　日　～　令和　　年　　月　　日（　　か月）
数量	①又は②のいずれかを記載すること。
①無線ＬＡＮシステムを利用する業務従事者数	名
②クライアントＰＣ台数	台
業務内容	業務内容の概要を記すこと。

※本様式には契約書の写し及び仕様書等、契約内容を確認できる資料（業務名称、発注者名、履行期間、数量、業務内容が確認できる資料を含めること。）を添付することとし、その他詳細は入札説明書別紙１「提出書類について」を参照すること。

別記様式４

配置予定の作業者の業務経験

件名：独立行政法人日本芸術文化振興会移転先事務所無線ＬＡＮシステム一式の賃貸借

（令和９年５月から６０か月間）

商号又は名称：

競争参加資格 （１１）	本業務のうち無線ＬＡＮシステムの納入までに係る業務の作業体制に、上記（１０※）に示す業務のうち無線ＬＡＮシステムの導入に係る業務に従事していた者を１名以上配置できること。 ※競争参加資格（１０） 令和３年１０月以降に、独立行政法人日本芸術文化振興会と同等以上の規模（無線ＬＡＮシステムを利用する業務従事者６００人以上又はクライアントＰＣ台数７００台以上）の日本の公共機関（国、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人及び地方独立行政法人）又は公益法人（学校法人、医療法人、公益財団法人、公益社団法人及び宗教法人）において、無線ＬＡＮシステムの導入及び１２か月以上の運用・保守を行った実績を有すること。
業務名称	別記様式３に記載の業務と同一
配置予定の作業者	
氏名	
所属	所属先に丸を付けること。 本競争の参加希望者　・　再委託（法人名：　　）
役割	別記様式３に記載した従事業務における役割を記載すること。
業務内容	別記様式３に記載した従事業務概要・範囲を記載すること。

※本様式には配置予定の作業者が別記様式３に記載した業務に従事していたことが確認できる資料（例：作業体制図、作業名簿、本競争の参加希望者による従事状況証明書（任意様式））を添付することとし、その他詳細は入札説明書別紙１「提出書類について」を参照すること。

別記様式５

誓　約　書

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記１及び２のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。また、貴職において必要と判断した場合に、別紙役員等名簿により提出する当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

１　契約の相手方として不適当な者

（１）役員等（個人である場合はその者、法人である場合はその役員又はその支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、以下の各号に掲げる反社会的勢力への対応に関する規程（独立行政法人日本芸術文化振興会規程第４１７号）第２条第１項のいずれかに該当する者（以下、反社会的勢力という。）であるとき。

（１）暴力団（その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。以下同じ。）

（２）暴力団員（暴力団の構成員をいう。以下同じ。）

（３）暴力団準構成員（暴力団又は暴力団員の一定の統制の下にあって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがある者又は暴力団若しくは暴力団員に対し資金、武器等の供給を行うなど暴力団の維持若しくは運営に協力する者のうち暴力団員以外のものをいう。以下同じ。）

（４）暴力団関係企業（暴力団員が実質的にその経営に関与している企業、準構成員若しくは元暴力団員が実質的に経営する企業であって暴力団に資金提供を行うなど暴力団の維持若しくは運営に積極的に協力し、若しくは関与するもの又は業務の遂行等において積極的に暴力団を利用し暴力団の維持若しくは運営に協力している企業をいう。以下同じ）

（５）総会屋

（６）社会運動等標ぼうゴロ（社会運動若しくは政治活動を仮装し、又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。以下同じ）

（７）特殊知能暴力集団（前六号に掲げる者以外のものであって、暴力団との関係を背景に、その威力を用い、又は暴力団と資金的なつながりを有し、構造的な不正の中核となっている集団又は個人をいう。）

（８）その他前各号に準ずる者。

（２）反社会的勢力が経営に実質的に関与しているとき。

（３）役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしたとき。

（４）役員等が、反社会的勢力に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

（５）役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

２　契約の相手方として不適当な行為をする者

（１）暴力的な要求行為を行う者

（２）法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

（３）取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

（４）偽計又は威力を用いて契約担当役等の業務を妨害する行為を行う者

（５）その他前各号に準ずる行為を行う者

令和　　年　　月　　日

独立行政法人日本芸術文化振興会
理事長　　長谷川　眞理子　　殿

〔住　　所〕

〔商号又は名称〕

〔代表者役職及び氏名〕

（押印を省略する場合は下記に記載すること）

本件責任者（氏名）

担　当　者（氏名）

責任者連絡先（電話番号）：

担当者連絡先（電話番号）：

※ 個人の場合は、氏名欄の下に生年月日を記載すること。

※ 法人の場合は、役員の氏名及び生年月日を記載した資料を添付すること。

別記様式５
（別紙）

役員等名簿

商号又は名称

役　職　名	(フリガナ) 氏　　名	生年月日	備　考
	(　　)	年　月　日	
	(　　)	年　月　日	
	(　　)	年　月　日	
	(　　)	年　月　日	
	(　　)	年　月　日	
	(　　)	年　月　日	
	(　　)	年　月　日	
	(　　)	年　月　日	
	(　　)	年　月　日	
	(　　)	年　月　日	

(注)法人の場合、本様式には、登記事項証明書に記載されている役員全員を記入してください。

別記様式６

令和　　年　　月　　日

独立行政法人日本芸術文化振興会
　　理事長　　長谷川　眞理子　殿

住　　所
商号又は名称
代表者役職及び氏名

再委託承認申請書

件名「独立行政法人日本芸術文化振興会移転先事務所無線ＬＡＮシステム一式の賃貸借（令和９年５月から６０か月間)」に関して、請負業務の一部を再委託したく、以下のとおり申請いたします。

上記契約に係る遵守事項を再委託先にも徹底するとともに、再委託先の貴法人に対する一切の行為について最終責任は弊法人が負うことといたします。

また、申請内容に変更が生じた場合は速やかに再申請いたします。

記

再委託の相手方の商号又は名称、住所	
再委託する理由	受託者では実施できない理由、再委託先が実施することの優位性、合理性及び必要性、再委託する理由を明確に記載すること。
再委託する業務の範囲	再委託先の実施範囲について明確に記載すること。
再委託の相手方に係る業務の履行能力、報告徴収、情報セキュリティの管理、その他運営管理の方法履行体制図	作業実績や、特有の資格など。 個人情報の管理方法 体制図（本競争の参加希望者と再委託の相手方との関係性を明記した履行体制図を添付すること。）

以上

（押印を省略する場合は下記に記載すること）

本件責任者（氏名）

担　当　者（氏名）

責任者連絡先（電話番号）

担当者連絡先（電話番号）

別記様式７

令和　　年　　月　　日

質問書

独立行政法人日本芸術文化振興会
理　事　長　　長谷川　眞理子　　殿

質問者
【　　住　　所　　】
【 商 号 又 は 名 称 】
【代表者役職及び氏名】

【担当部署・担当者名】
【 担 当 者 連 絡 先 】　TEL :
Mail :

件 名　　独立行政法人日本芸術文化振興会移転先事務所無線ＬＡＮシステム一式の賃貸借（令和９年５月から６０か月間）

以下の内容について御回答ください。

No.	該当箇所 資料名・頁・項目	質問事項